

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、4月8日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入の上、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター ☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページで閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可)

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

5月10日から65歳以上の方への接種を開始します 新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種に関する電話相談窓口

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

☎6734-0307

午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

区内在住の方のワクチン接種については、3月25日発行の新型コロナワクチン接種特集号や、区ホームページでお知らせしていますのでご確認ください(特集号と区ホームページは下のコードを読み取ることでも接



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」

続可)。コードを読み取ることでも接続可。



[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191 *新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



発熱や風邪症状が生じた場合、まずはかかりつけ医に相談してください。かかりつけ医が休診、またはかかりつけ医がいない場合は、発熱外来を行っている身近な医療機関に問合せのうえ、医療機関の指示に従って受診してください。

また、**ゴールデンウィーク中(5月1日～5日)の外来・発熱外来診療体制などについては、本紙次号(5月1日号)の2面をご覧ください。**

4月29日(祝)に外来・発熱外来診療が可能な区内の医療機関

発熱外来診療のみ可能

▶山田記念病院(石原2-20-1/☎3624-1151) ▶賛育会病院(太平3-20-2/☎3622-9191)

②診療時間、受診方法、外来診療科目等は各病院にお問い合わせください。なお、急患対応は、各病院とも通常どおり行っています。

外来・発熱外来診療ともに可能

墨田区休日応急診療所(向島3-36-7・すみだ福祉保健センター内/☎5608-3700)

②受診前に必ず電話でご連絡ください。その際に受診時間・方法をご案内します。事前連絡がないときは、一度帰宅していただく場合がありますので、ご注意ください。



区役所1階の窓口の混雑状況がわかります!

混雑状況がわかる区役所1階の窓口業務

▶住民異動届・マイナンバーカードの交付 ▶住民票の写し等の発行
▶戸籍の証明書等の発行 ▶戸籍届

確認方法

「混雑・空き情報」インフラ ネコの日.comのホームページから官公庁を選択して「墨田区役所」を検索(右のコードを読み取ることでも接続可)



問合せ

窓口課庶務係 ☎5608-6100



墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の**全ての要件**を満たす方 ▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶給与等の支払いを受けている被用者である ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない[支給期間]労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間[支給額]直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり [適用期間]令和2年1月1日～3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給には申請が必要です。

支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者の問合せ

国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の問合せ

広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519・FAX0570-086-075 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

区部長級職員の人事異動

4月1日付けで行われた、区部長級職員の人事異動についてお知らせします。なお、氏名の後ろの< >は旧職です。

企画経営室参事

大竹恵介<企画経営室財政担当課長>

福祉保健部参事

須藤浩司<福祉保健部厚生課長>

福祉保健部保健衛生担当次長

岩瀬 均<選挙管理委員会事務局長>

都市計画部参事

久井隆司<都市計画部都市計画課長>

都市計画部危機管理担当部長

中山 誠<会計管理者>

都市整備部参事

天海晴彦<都市整備部都市整備課長>

会計管理者

高橋宏幸<福祉保健部保健衛生担当次長>

監査委員事務局長

小久保 明<都市計画部危機管理担当部長>

選挙管理委員会事務局長

浮田康宏<都市整備部土木管理課長>

区議会事務局長

小倉孝弘<総務部法務課長>

区の世帯と人口(4月1日現在)

世帯	15万6309 (+861)
人口	27万5975 (+483)
男	13万6401 (+200)
女	13万9574 (+283)



*住民基本台帳による * ()内は前月比